

業務委託契約に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和8年3月5日

香川県知事 池田 豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 高松港海面清掃業務
- (2) 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 委託業務の内容 別添仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団員の構成員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 高松港内に清掃船の係留場所を確保し、清掃船の日常的な維持管理ができること。
- (7) 二級小型船舶操縦士以上の免許を保持する者を従事者として、2名確保し、清掃船を安全に運航できること。なお、従事者は船員法に適応した船員であること。
- (8) 回収する海上漂流物等を収集運搬できる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に基づく産業廃棄物収集運搬業、一般廃棄物収集運搬業について許可を得ている者であること。
- (9) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有している者。

3 応募方法

応募意思表明書（様式任意）に2の(4)、(7)、(8)、(9)の要件を満たすことを証明する書類を添付のうえ、香川県土木部港湾課に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和8年3月5日（木）から令和8年3月19日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否

要します。

6 電子契約の可否

否とします。

7 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

香川県土木部港湾課 総務・管理グループ 担当者：三井、吉田

TEL：087-832-3549

FAX：087-806-0221

8 その他

この業務は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となった時にその効力が生じます。